



～ 就学校の指定変更等について ～

富士見市教育委員会では、富士見市立小・中学校通学区域に関する規則に基づき、住所により就学する学校を指定しています。下記の通学条件や基準のように、指定校に就学することが困難で「就学指定校の変更」の許可基準を満たしている場合は、審査の上、指定校を変更することができますので、まず、担当(学校教育課 251-2711 内線622)までお問い合わせ・ご相談ください。

通学条件

登下校中の事故等には、細心の注意を払い、保護者の責任において対応することになります。

通学方法は、原則徒歩です。自転車通学は安全上の問題で認めていません。

【 就学指定校の変更の許可基準は？ 】

	具体的な事由	申請期限等	許可期限	添付書類
1	転居による場合(引き続き転居前の在籍学校に就学を希望する場合)	随時	事由により期限が異なる	
2	概ね1年以内に転入の予定がある場合	随時	事由が消滅するまで	住宅売買契約書等
3	中学校の部活動による場合(翌年度中学校に就学を予定する小学6年生の児童に限る)	通知により指定された期間	卒業まで	
4	障害や疾病等による場合	随時	事由が消滅するまで	理由の確認ができるもの
5	学校内の友人関係等が不適合で心理的に過重な負担があると認められる場合	随時	卒業まで	
6	1、2で変更が認められた兄弟姉妹である場合	随時	兄弟姉妹が指定変更を認められている期間	
7	保護者が夜間に及ぶ勤務等のため、放課後、親族や施設に預ける場合でその所在地の指定校を希望する場合	随時	事由が消滅するまで	預かる者の承諾書
8	前各項に掲げる場合の他、児童生徒及び保護者に著しく過重な負担を与えると認められる場合	随時	事由が消滅するまで	校長の所見等

【 手続きの場所は？ 】 中央図書館2階の教育委員会学校教育課が窓口です。

【 手続きに必要なものは？ 】 印鑑をお持ちください。申請の理由によっては、住所や住宅取得等を証明できる書類等をお持ちいただきます。